

アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）推進関係省庁会議の開催について

〔 令和 6 年 6 月 1 8 日
内閣総理大臣決裁 〕

1. アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）の推進に向けた関係国との連携強化やプロジェクト支援等の取組について、関係省庁が緊密に協力して検討するため、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）推進関係省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房副長官（衆）
副議長	内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（外政担当）
主 査	内閣官房 GX 実行推進室長 外務省大臣官房地球規模課題審議官
構 成 員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房内閣審議官（海外ビジネス投資支援室） 金融庁総合政策局政策立案総括審議官 外務省アジア大洋州局南部アジア部長 外務省国際協力局長 財務省国際局長 農林水産省輸出・国際局長 経済産業省通商政策局長 資源エネルギー庁長官 国土交通省国際統括官 環境省地球環境局長

3. 会議の庶務は、外務省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前三項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。